



JASDAQ

平成28年10月28日

各 位

会 社 名 ア ド ア ー ズ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 原 聖 司
(証券コード番号 4 7 1 2 ・ JASDAQ)
問 い 合 せ 先 取 締 役 杉 原 優 子
電 話 番 号 0 3 - 5 8 4 3 - 8 8 8 8

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年7月20日付けで発行した第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の一部について、下記記載のとおり、譲渡されることにつき、承認することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 譲渡の経緯及び理由

当社は、平成28年7月20日付けで、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の向上を目的として、当社グループの取締役及び従業員に対し、有償にて本新株予約権を発行し、当時の代表取締役副社長であった山根敬氏（以下「山根氏」といいます。）は99,460個を引き受けました。その後、平成28年10月11日付けで山根氏が一身上の都合により当社代表取締役及び取締役を辞任したことに伴い、山根氏より、自身が引き受けた新株予約権（以下「対象新株予約権」といいます。）の全部を当社取締役に譲渡したい旨の申し出を受けたことから、当社の各取締役において個々の投資判断に基づき検討した結果、当社取締役である藤澤信義氏（以下「藤澤氏」といいます。）のみが対象新株予約権を譲り受ける意向を示したことから、最終的に同氏が対象新株予約権の全部を譲り受けることとなりました。

なお、当社は、本新株予約権の発行において、行使は当社株価の変動によって可能となる条件を設定し、割当対象者は権利行使時に当社取締役又は従業員であることを行使条件にしておりませんでした。また、会社による本新株予約権の取得に関する事項は、当社の組織再編等による事由のみとしておりました。さらに、本新株予約権には譲渡制限を設けており、当社取締役会の承認を得ることを条件に譲渡を認める旨を本新株予約権の発行要項に定めていたことから、手続きにおいては、藤澤氏が対象新株予約権を譲り受けることにつき、上記制限の解除に加え、対象新株予約権の譲渡に関する承認を当社取締役会で決議するに至りました。

当社は、対象新株予約権を当社取締役が譲り受けることについては、山根氏が引き受けた本新株予約権の個数が多いことや、同氏の在任期間が短く、当社株価に対する責任を鑑み、本新株予約権の目的から、既に当社取締役を辞任した山根氏が本新株予約権を保有し続けることよりも、当社取締役である藤澤氏が保有することが本来の目的に則しているため、対象新株予約権の譲渡については、合理

性があると考えております

なお、藤澤氏は当社株式の約43%を保有する当社親会社であるJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」といいます。）の代表取締役社長最高執行役員を兼務しており、仮に対象新株予約権を含めた藤澤氏が保有する本新株予約権の全部が行使された場合には、Jトラストの保有分と藤澤氏の保有分との合計は約47%となりますが、既に実質支配力基準でJトラストは当社親会社となっている現状を鑑みると、当社はこれによる経営上の影響はないものと考えております。

2. 対象新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡人：山根氏
- (2) 譲受人：藤澤氏
- (3) 譲渡日：平成28年10月31日
- (4) 譲渡個数：99,460個（目的となる普通株式の数9,946,000株）
- (5) 譲渡価格：1個あたり100円（9,946,000円）
- (6) その他：対象新株予約権の内容は発行時の内容から変更ありません。

3. 譲渡の対象となる本新株予約権の概要

- (1) 名称：アドアーズ株式会社 第1回新株予約権
- (2) 発行日：平成28年7月20日
- (3) 発行新株予約権数：115,000個（目的となる普通株式の数11,500,000株）
- (4) 発行価額：1個あたり100円
- (5) 行使価額：1株あたり130円
- (6) 行使期間：平成28年7月20日から平成33年7月19日

4. 譲渡前後の本新株予約権の状況

(1) 山根氏

	議決権個数 (潜在株式数)	議決権比率
譲渡前	99,460個 (9,946,000株)	6.68%
譲渡後	0個	— %

(2) 藤澤氏

	議決権個数 (潜在株式数)	議決権比率
譲渡前	10,000個 (1,000,000株)	0.71%
譲渡後	109,460個 (10,946,000株)	7.30%

※上記「議決権比率」は、平成28年3月期末時点における総議決権個数に、対象新株予約権を行使したと仮定した議決権数に対する比率を算出して記載しております。

5. 支配株主との取引等に関する事項

対象新株予約権の譲渡につきまして、譲り受ける藤澤氏が当社の親会社であるJトラストの代表取締役社長最高執行役員を兼務しているため、東証の定める「支配株主その他施行規則で定める者」に該当しておりますので、実施においては下記事項に配慮し、当社のコーポレートガバナンス報告書に記載する「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に基づき、決定いたしました。

① 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、当社取締役である藤澤氏は、対象新株予約権の譲渡に関する取締役会の決議に参加しておりません。

② 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本日開催の取締役会の決議に従い、対象新株予約権の譲渡に関する内容及び条件の妥当性を決定しております。

当該決定に際して、当社取締役である藤澤氏が、当社の親会社であるJトラストの代表取締役最高執行役員を兼務しており、東証の定める「支配株主その他施行規則で定める者」に該当していることから、平成28年10月28日に、支配株主と利害関係のない当社社外監査役（独立役員）である栗岡氏より、（1）譲受人である藤澤氏は、本件新株予約権の発行において割当対象者であり、既に本新株予約権の一部を引受けていることに加え、同氏の職責が、当社の業績向上にあることは明らかであること、（2）当社取締役である藤澤氏が対象新株予約権を譲り受けることは、当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指し、当社グループの結束力を高め、連結業績に対する意欲や士気を一層高めるといふ、本新株予約権の発行目的と合致すること、（3）対象新株予約権の譲渡に関する内容及び手続きについて指摘すべき事項は認められないことから、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨の意見書を取得しております。

③ コーポレートガバナンス報告書との適合状況

当社コーポレートガバナンス報告書に開示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針」にも適合しております。

6. 今後の見通し

対象新株予約権の譲渡による当社連結業績への影響はございません。

※本新株予約権の詳細につきましては、平成28年7月5日付け「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」及び、平成28年7月20日付け「集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行内容確定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上